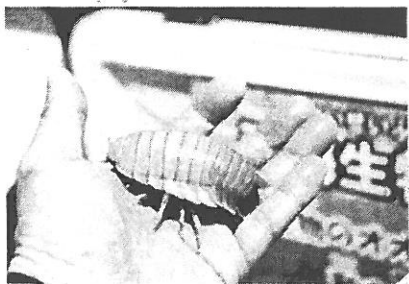


深海ダンゴムシ、横浜で試食会開催

ヨコハマおもしろ水族館で3月29日～30日、深海生物の試食会がある。ダンゴムシの仲間のオオグソクムシや深海ザメを調理して振る舞う。オオグソクムシは中華街の店で素揚げにしたものを提供。「見た目はグロテスクですがカニのような味で意外とおいしいですよ」と同館ディレクターは語っています。

朝日新聞 3月25日配信



異物混入小学校給食のこんにやくに釘

富山県の小学校で3月18日に出されたこんにやくきんぴらの中に金属製の釘1本が混入したことがわかった。3年生の女児が口に入れた後、吐き出しけがはなかった。学校給食センターにこんにやくを納入する業者の木製裁断用器具の釘の抜け落ちが原因。

読売新聞 3月21日配信

MOTTAINAI MOTTAINAI MOTTAINAI 「食品ロス」納品期限見直しで 年4万トン減と試算＝農水省

農水省は飲料や菓子の納品期限を見直した場合、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスが年間約4万トン減らせるとの試算をまとめた。食品業界では賞味期限の1/3を過ぎると小売業者には納品せず破棄する商習慣がある。この納品期限を1/2までに延長した場合、飲料と菓子だけで年間およそ4万トン、金額で87億円相当の食品ロスが削減できるという。

FNN 3月26日配信

残留農薬の「急性影響」基準策定へ

食品中の残留農薬の基準を検討する厚生労働省の部会は3月18日、特定の食品を短期間に大量に食べた場合を想定し、農薬の悪影響が出ない摂取量の基準「急性参照用量」を導入することを決めました。

現在の残留農薬は、人がさまざまな食品から農薬を摂取しても長期的に影響がないと推定される1日当たりの許容量を定めている。しかし、これでは短期的に一部の食品から大量に残留農薬を摂取した場合に対応できない。

本年2月にはマルハニチロホールディングスの子会社の冷凍食品から高濃度の「マラチオン」が検出されたが、こうしたケースでは摂取許容量の基準がなかった。

厚生労働省 急性参照用量を導入

厚生労働省は「国際的にも短期的に大量に農薬を摂取した場合のリスク評価が始まっている。農薬によっては現行より基準が厳しくなるものもあるだろう」と話している。

産経新聞 3月18日配信

ノロウイルス食中毒 まだまだ要注意

福島市で46人食中毒

福島県は3月29日、福島市内の飲食店で食事をした男女46人が吐き気や下痢などを訴え、集団食中毒と断定された。福島県によると、46人のうち10人からノロウイルスが検出された。



予防のポイント

- 二枚貝は中心部まで十分に加熱しましょう。
- 生鮮食品(野菜・果物等)は十分に洗浄しましょう。
- トイレの後、調理の際、食事の前はしっかり手を洗いましょう。
- 手洗い後のタオル等は清潔なものを使用しましょう。
- 下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱等、風邪に似た症状があったら調理行為に携わらない。

飲食店の調理従事者3人からノロウイルスが検出され、料理に付着して来店者に感染した可能性が高い。46人は24日から27日にかけて同店で食事をした。同店では、刺身やあさりご飯など提供していた。福島民友新聞 3月30日配信

和歌山市内の旅館で食事をした58人が食中毒症状を訴えていたことがわかり、和歌山保健所が調べたところ旅館の従業員の便からサポウイルスが検出されたため旅館の食事による食中毒と断定しました。これまでに発症した58人は8歳から88歳までと幅広い年代にわたっていますが、入院した人はなく、症状はいずれも快方に向かっているということです。

サポウイルスは潜伏期間が1日から2日で、症状もノロウイルスに似ているということです。ですが、感染が確認されるのは珍しく、サポウイルスに感染したのは、和歌山市では初めてということです。

和歌山市で58人

ノロだけじゃない
サポウイルス食中毒も

ブルボン 缶入りビスケット密閉不完全で酸化 228万個回収

ブルボンは3月19日、缶入りビスケットの一部で缶の密閉が不完全だったため、中身が酸化した商品が見つかったとして、約228万個を自主回収すると発表した。検査漏れが原因という。

自主回収するのは「プチバラエティービスケット保存缶」「ディズニーオールスターデザインバラエティービスケット」の全商品と、「プチクマビスケット保存缶」(賞味期限2017年9月12日まで)の3種類の商品。全国のスーパーなどに出荷された。同社は、食べても直ちに重大な健康被害はないと説明している。

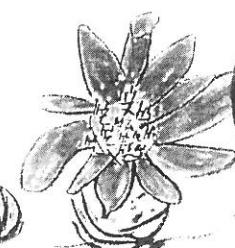


消費者庁が措置命令「置くだけ空間除菌」は根拠なし

消費者庁は3月27日、空気中に放出される二酸化塩素の効果で生活空間の除菌・消臭ができるとうたう空間除菌グッズは効果を裏付けする根拠がないとして、景品表示法に基づき、販売元の製薬会社など17社に表示変更などを求める措置命令を出した。

「首からぶら下げるだけ」「部屋に置くだけ」で除菌できると宣伝する同法違反(優良誤認)にあたると判断した。同庁の説明では、二酸化塩素自体は除菌効果が認められる。しかし生活空間を除菌する効果があるかを疑問視し、17社に表示を裏付ける合理的根拠の提出を求めた。

各社から提出されたのは密閉空間などでの試験結果で、喚起をしたり人が出入りしたりする部屋などでも効果があるとは認められなかったという。



皆様からの情報・ご意見をお待ちしております
県央かわら版では、食品・環境等を中心に情報を発信しております。取り上げていただきたいものや、旬な話題等がありましたら、お気軽に「ご連絡ください」。

一般社団法人県央研究所 県央かわら版事務局

電話 0256(46)8311
FAX 0256(46)8310
Eメール info@kenoh-labo.or.jp